

法制審議会家族法制部会

2022年7月15日

参考資料

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

代表 武田 典久

別居親へのアンケート（暫定版）から見えた現行制度の問題点について

令和4年6月以降、弊会では子どもと別居している親及びその親族を対象にアンケートを実施し、養育費、面会交流（親子交流）、別居の経緯などの実態を調査しています。

その結果、現行制度における実態、問題点が浮き彫りになってきたため、参考資料として提出させていただきます（現在未だ集計途中の部分もあるため、本資料は暫定版であり、最終版は弊会のパブリックコメントの添付資料として提出する予定です）。

委員・幹事の皆様におかれましては、ご一読いただきたく、お願い申し上げます。

## 記

## 1. アンケート対象

対象者：配偶者との別居・離婚に伴い、子供と別居状態にある親

※弊会会員及び弊会会員から紹介を受けたもの

回答者数：現在408名（父親84%、母親15%、その他1%）

## 2. アンケート結果の概要

（1）別居・離婚後も子どもの養育に真摯に向き合いたいと望む別居親が多数いること

## ①養育費の支払い状況

弊会を中心としたアンケート回答者においては、養育費の支払い状況は、「取り決めがないので支払っていない※協議中など含む」を除くと、「取り決め通り支払っている」「取り決め以上に支払っている」「取り決めはないが支払っている」を併せて、約90%の人が養育費・婚姻費用を支払っていました（図1）。

また、支払っている金額は、婚姻費用が全体平均で13.6万円、養育費が7.1万円でした。回答者の平均年収は633万円で、回答者の(元)配偶者の平均年収は281万円でした。

回答：310 スキップ：0

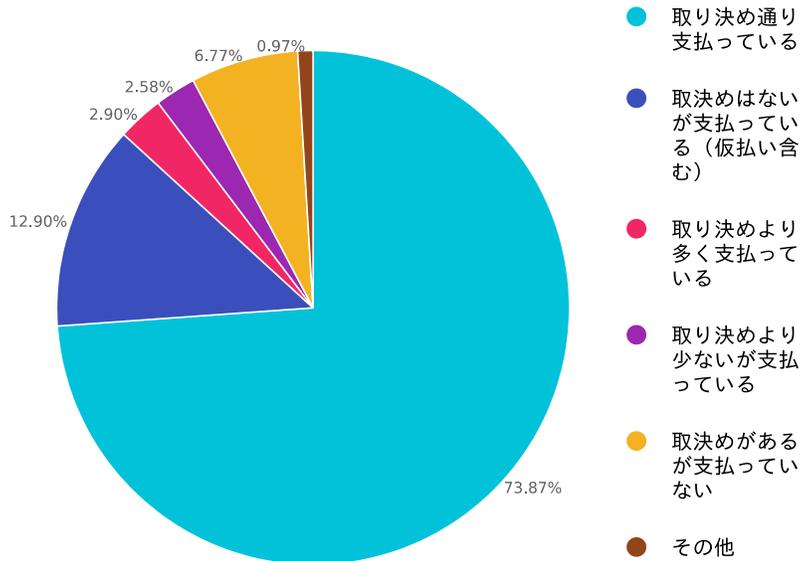


図1. 回答者の養育費・婚姻費用支払い状況

(取り決めがないため支払っていない者を除く※協議中など含む)

## ②面会交流の実施状況

養育費の高い支払い率の一方で、面会交流の実施率は低いという実態が回答からわかっています。回答者の約77%が「全く実施されていない」または「取り決め以下の実施」と答えており、取り決め通り又は取り決め以上に実施されているのは約19%でした（図2）。

回答：405 スキップ：3

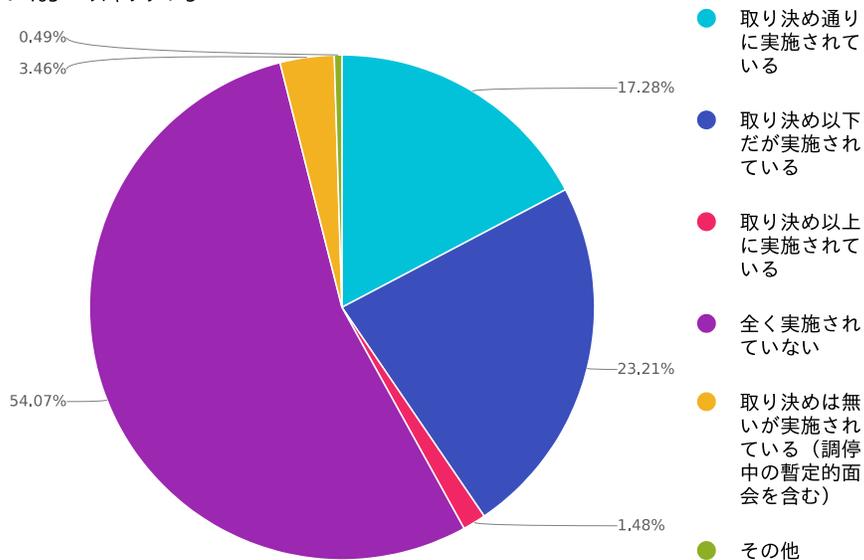


図2. 面会交流の実施状況

### ③養育費を支払っても子供に会えない現状

養育費の支払い状況と面会交流の実施状況を比べて見ると、養育費をしっかりと払っている親であっても、子どもとの面会交流（親子交流）が取り決め通り行われていないケースが非常に多いことがわかりました。養育費を支払っていると回答した当事者のうち、取り決め通りまたはそれ以上に面会交流が行われている割合は、23.5%にすぎません（表1）。このことから、面会交流（親子交流）は履行確保が養育費に比べ非常に弱いことがわかります。

表 1. 養育費の支払い状況と面会交流の実施状況の比較

面会交流 養育費支払い	取り決め通りに実施されている	取り決め以上に実施されている	取り決めは無いが実施されている(*1)	取り決め以下だが実施されている	全く実施されていない	その他	総計
取り決め通り支払っている	16.8%	1.6%	1.3%	21.4%	32.4%	0.3%	73.8%
取り決めより多く支払っている	0.6%	0.3%		1.6%	0.3%		2.9%
取決めはないが支払っている（仮払い含む）	1.3%		1.6%	2.6%	7.4%		12.9%
取り決めより少ないが支払っている	0.6%			0.6%	1.3%		2.6%
取決めがあるが支払っていない	0.3%		0.3%	0.3%	5.8%		6.8%
その他	0.0%			0.3%	0.6%		1.0%
総計	19.7%	1.9%	3.2%	26.9%	47.9%	0.3%	100% 回答数 310

※「取り決めがないため支払っていない」を表中に含まない \*1 調停中の暫定的面会を含む

### ④取り決めがあっても面会交流ができない現状

表 2 では、「調停合意や公正証書などの公的書面での合意」があった場合に限っても、「全く実施されていない」または「取り決めの以下の実施」という回答が全体の 35.8%に上ります。面会交流の取り決めが無い場合では、実施されているのは 3%にも届きません。このことから、面会交流に関する取り決めを促す仕組みと、交わされた取り決めの履行を確保する仕組みの双方が必要です。

表 2. 面会交流の取り決め状況と、面会交流の実施状況の比較

面会交流 取決め有無	取り決め通りに 実施されている	取り決め以上に 実施されている	取り決めは無いが 実施されている(*1)	取り決め以下だ が実施されている	全く実施され ていない	その他・ 無回答	総計
ある（調停・公正証書 等、公的書面）	11.3%	1.0%		16.9%	18.9%	0.2%	48.3%
ある（公的でない書 面）	1.0%		0.2%	1.2%	1.7%	0.2%	4.4%
ある（口約束）	4.2%	0.5%	0.5%	3.2%	3.7%		12.0%
ない	0.7%		2.7%	1.2%	29.4%	0.5%	34.6%
その他・ 無回答				0.5%		0.2%	0.7%
総計	17.2%	1.5%	3.4%	23.0%	53.7%	1.2%	100% 回答数 408

\*1 調停中の暫定的面会を含む

⑤同居中の育児割合に比して、著しく少ない面会交流頻度

弊会に寄せられた回答からは、これらの親が同居中にしっかりと育児を担っていたことがわかっています。男性の育児参画意識の高まりも反映してか、育児時間の3割以上を担っていた者が84%を占め、全く育児に関わっていなかったものは殆どいません（図3）。その結果、自然と別居・離婚後も子どもの育児に関わりたいと希望する子育てに前向きな親が多く、回答者の75%が月の3分の1以上子供に会って子育てをしたいと答えています（図4）。それにも関わらず、実際に取り決められている面会交流頻度は月に1回より少ないか直接交流なしが約7割を占めます。これは同居時の育児実態とかけ離れた非常に少ない時間であり、面会交流時間（監護時間）の根本的嵩上げが必要です(表3)。

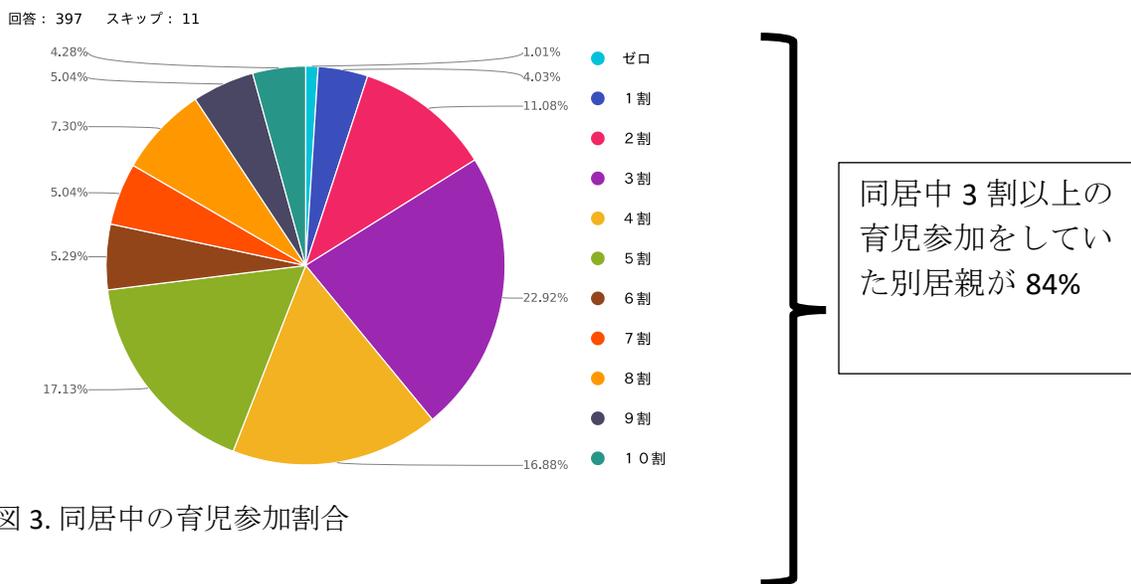


図 3. 同居中の育児参加割合

回答：400 スキップ：8

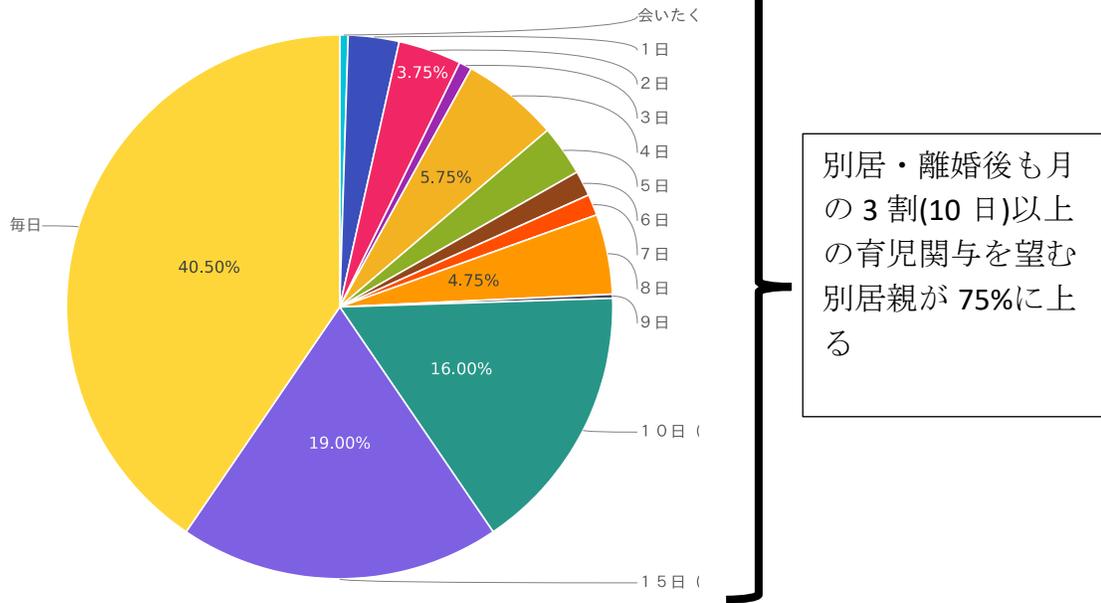


図 4. 離婚または別居後、可能ならば月にどの程度子供に会いたい (育児をしたいか)

表 3. 同居中の育児時間と、別居・離婚後の面会交流頻度の取り決め比較

		面会交流の頻度に関する取り決め										総計
		特に定めず自由に会えている	一ヶ月に15日程度	一ヶ月に10日以上	一ヶ月に4回以上	1ヶ月に2~3回	1ヶ月に1回以下	2ヶ月に1回以下	半年に1回以下	直接交流なし	無回答	
同居時の育児参加割合	ゼロ						0.2%	1		0.5%		1.0%
	1割	0.2%			0.2%	0.5%	1.5%	0.5%	0.2%	0.2%	0.5%	3.9%
	2割	0.2%				0.7%	4.2%	0.7%	0.2%	2.2%	2.5%	10.8%
	3割	0.5%	0.2%		0.7%	2.0%	7.6%	1.2%	0.7%	6.6%	2.7%	22.3%
	4割	0.2%			0.5%	2.0%	5.4%	1.5%	0.2%	4.7%	2.0%	16.4%
	5割			0.2%	0.5%	2.0%	6.6%	0.7%		4.9%	1.7%	16.7%
	6割	0.2%				1.0%	2.2%	0.7%	0.2%	0.7%		5.1%
	7割	0.2%		0.2%		0.7%	1.7%	0.2%		0.7%	1.0%	4.9%
	8割		0.2%			1.7%	2.9%		0.2%	1.0%	1.0%	7.1%
	9割		0.2%			1.0%	1.5%	0.2%		1.0%	1.0%	4.9%
	10割						1.0%	0.2%	0.2%	1.5%	1.2%	4.2%
	無回答				0.2%	0.2%	0.5%	0.2%		0.7%	0.7%	2.7%
総計		1.7%	0.7%	0.5%	2.2%	11.8%	35.3%	6.6%	2.2%	24.8%	14.2%	100% 回答数 408

※背景編み掛け部分：同居時の育児参加割合より面会交流の頻度が多い場合（面会が仮に丸一日行われたとして換算）

## (2) 別居の態様

### ①突然の連れ去りや追い出し

弊会に寄せられた回答では、約95%が同意のない連れ去り別居や追い出し別居であり、子どもとの面会交流（親子交流）や養育費について話し合うことなく一方的に配偶者が出て行ったり、追い出されたものでした。一方的な形で別居が行われてからでは、調停等の手続きを行っても時間がかかり、その間、別居親と子どもの関係は疎遠になり、子どもへの負担にもなりえます。したがって、DVや児童虐待のケースを除き、別居前に面会交流や養育費について合意をし、養育計画の作成を義務付けるなどの規律が必要です。

回答：400 スキップ：8

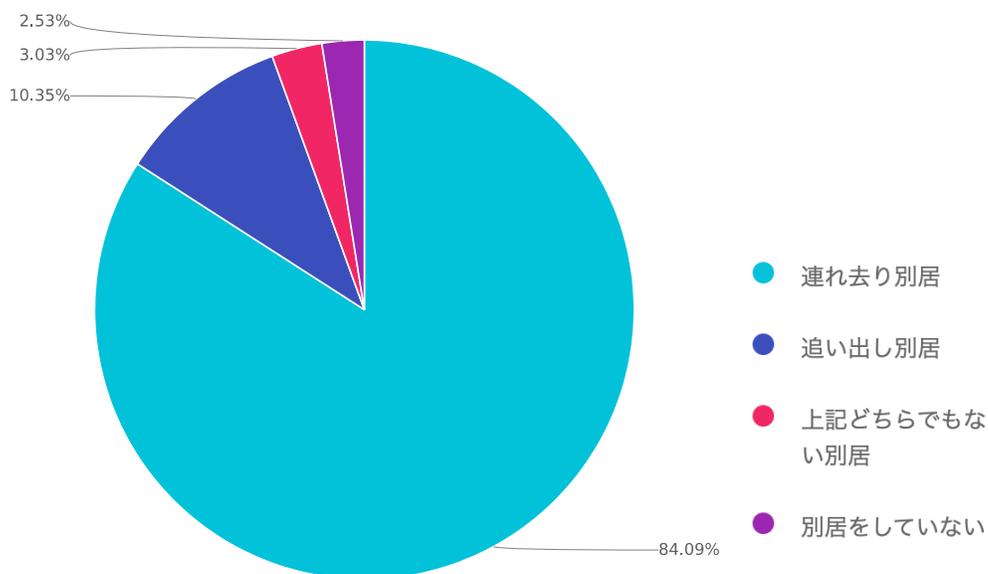


図 5.別居の態様

### ②「人質交渉」の問題

一方的な連れ去りや追い出しに始まる別居後、家庭裁判所の調停手続きなどでも以下に示す通り、子どもとの面会交流が交渉条件として用いられることがあるという声も多く挙がっています。

子どもの権利条約9条にもある通り、子どもと親の交流は子供の最善の福祉に反する場合を除き、定期的に維持されるべきものです。

(人質交渉の例)

・「離婚調停時に『離婚するまで、子供には会わせません』と断言されました。そこまで話が進まない、拒否しかされない。(40代父親、兵庫県)」

・「(連れ去り後、当面の生活費を支払わないと子どもに会わせないとされた。身代金を請求されている気持ちになる。(30代父親、神奈川県)」

・「DVの恐怖で会えない、離婚するまで会わせないと弁護士が繰り返していたが、私の状況を知っている友人らの力添えにより妻子供と会える状況を何度も作ることができた。妻は普通に接していた。それらの映像を裁判官に提示することにより裁判官の判断が変わっていき、妻側が異常な状態であることを認識され、面会交流させなさいと、弁護士に指導が入った。(40代父親、愛知県)」

当事者間の話し合いは別として、司法の場であつ代理人である弁護士がついていながら、このような人質交渉とも言えるような主張がまかり通っています。一方的な連れ去りや追い出しに始まる別居は、連れ去られた一方の親の葛藤を高め、さらに家庭裁判所でこのような「人質交渉」がなされることでさらに問題が複雑化します。

また、子どもを人質に取られ、このような圧倒的な力関係のもと、すべての要求を飲まなければ、最愛の子どもの顔を見ることもできない実態があります。

弁護士倫理上もこのような人道上、問題のある条件交渉に関して一定の制限を検討する必要があります。

### (3) 今回の法改正で期待すること

① 別居親が最も法改正に求めているのは、共同養育、子供と会えること、連れ去りの禁止

家族法の改正に関して期待することに重み付けをしてもらう質問を行ったところ、最も重視されていた回答は「配偶者と子供の養育を分担したい（共同養育）」でした。それに続いたのが、2番目に「子供に会いたい（養育には関われなくても良い）」、3番目に「合意のない子供の連れ去りの禁止」でした。逆に、「配偶者との生活を修復したい」と「養育費を払いたくない」は最下位であり、殆ど重視されていませんでした。

表 4. 家族法改正に別居親が求めているもの

順位	法改正に求めるもの	回答数	得点
1	配偶者と子供の養育を分担したい（共同養育）	400	5.46
2	子供に会いたい（養育には関われなくても良い）	400	5.30
3	合意のない子供の連れ去りの禁止	399	5.26
4	子供の重要事項決定に関わりたい	399	4.14
5	社会的に親として扱われたい（学校、役所等）	398	3.61
6	配偶者との生活を修復したい	389	1.90
7	養育費を払いたくない	389	1.59
-	その他	66	-

### ② 共同親権制について

共同親権制度については、アンケート回答者からは「原則的共同親権」を求める声が90%を超え圧倒的多数でした（図6）。「選択的共同親権」では形骸化してしまうという懸念が多数寄せられました。

回答：406 スキップ：2

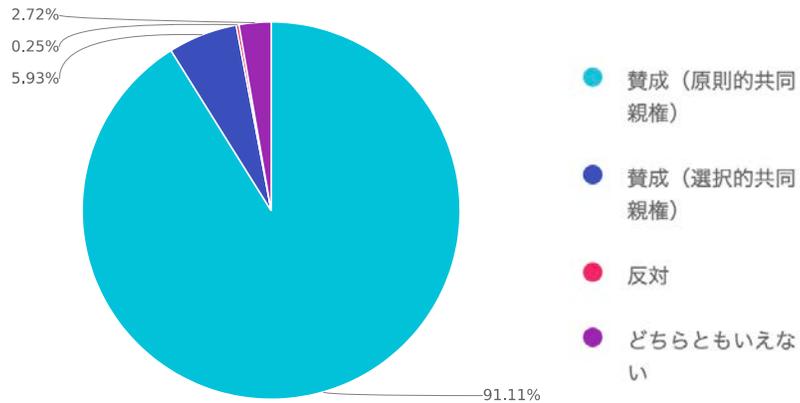


図 6. 共同親権の賛否

### ③監護権の分割について

「共同親権」といった場合に、監護権についてどのようにするべきか、という問いに対して、「監護権は5:5に分けるべき」という回答が71%と最も多く寄せられました(図7)。一方、「面会交流ができれば監護権は不要」と「監護権は一方の親だけが持てば良い」という回答は併せても6%に過ぎず、監護の分担を求める声が圧倒的な多数でした。上記(3)①でも「配偶者と子供の養育を分担したい(共同養育)」という声が多かったように、大半の別居親は「たまに面会交流する親」になりたいのではなく、「別居・離婚後も養育に関わりたい」と願っており、それを具体的に担保するものとして、監護権を求めています。こうした声を受けて、弊会としては均等な監護権の分割を原則とする法改正がなされるよう、求めます。

回答：407 スキップ：1

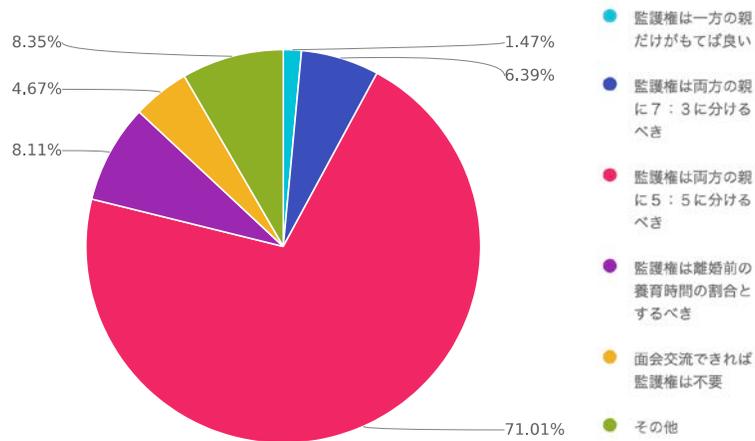
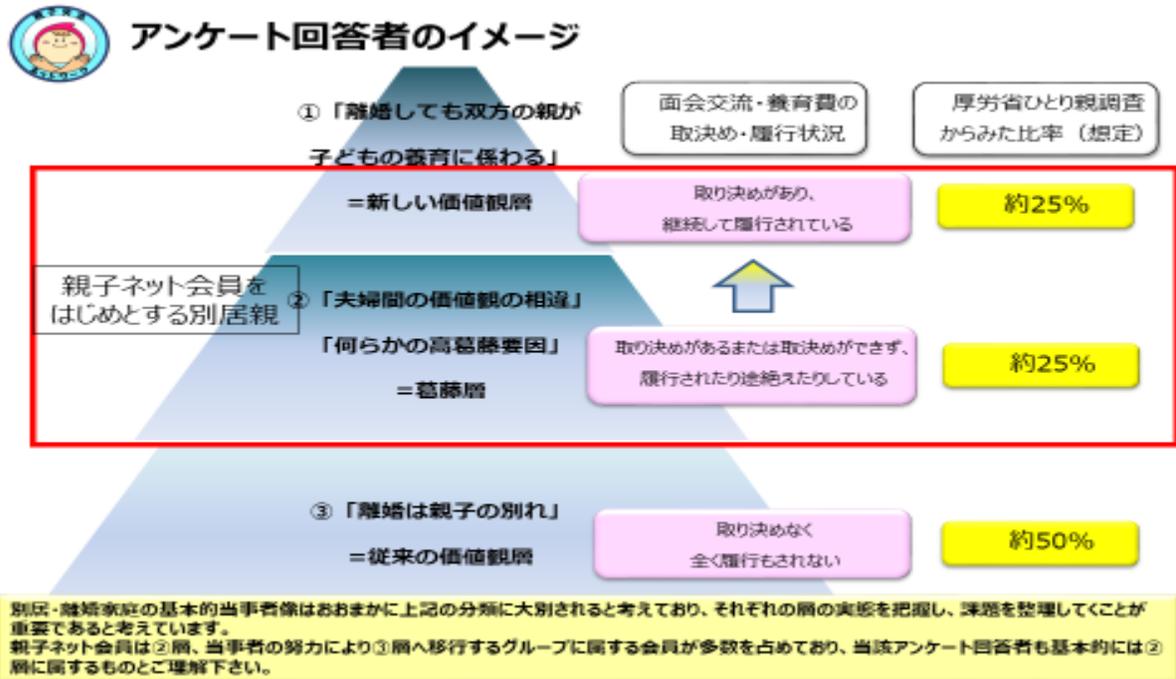


図 7. 監護権の分割について

(参考) アンケート回答者のイメージ

以下が今回のアンケート回答者のイメージです。

「離婚は親子の別れ」ではなく、「離婚後も子どもの養育に係わること」を望む当事者が一定数以上、存在することをご認識いただければと存じます。



以上